

三豊市総合教育会議（令和元年度第3回）

日時 令和元年12月23日（月）

午後1時00分～

場所 三豊市危機管理センター301会議室

【次第】

1 開会

2 市長挨拶

3 教育長挨拶

4 協議事項

(1) 三豊市教育大綱（案）について

(2) パブリックコメント（意見公募）の実施について

(3) その他

5 閉会

【会議資料】

資料1 三豊市教育大綱（案）

資料2 パブリックコメント実施要領（案）

三豊市教育大綱（案）



令和 2 年度～令和 5 年度

香川県三豊市

基本理念

夢にチャレンジ

情報技術が飛躍的に進化し、グローバル化が進展する予測困難な社会でも、子どもも大人も夢や希望を抱ける環境を作ります。

その上で、変化する社会の中でも人と人とのつながりや豊かな自然環境を大切にして、夢と希望を実現するための知性、感性、創造力に富む人材の育成に努めます。

基本目標

1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供
2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実
3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展
4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成
5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

主要施策

1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供

子どもたちが将来への夢を抱き、その実現に向けて多様な選択肢の中から可能性にチャレンジすることができるよう教育機会の拡大を推進します。

また、市民一人ひとりが、あらゆる機会・場所で学習することができ、その学習や活動で得た知識・能力を生かし、豊かな地域づくりに貢献できる仕組みをつくります。

重点項目

- 子どもの能力を最大限に伸ばすことができる支援体制の構築を図ります。
- 将来の夢の実現に向けて、多様な領域等に興味や本物への憧れを抱き、主体的に探究できる教育機会の拡大を図ります。
- ライフステージに合わせ、市民が生きがいを感じる学びの場を提供します。

2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実

教育の第一義的責任は家庭にあり、家庭教育はすべての教育の出発点です。子どもたちにとって心のよりどころとなる家庭を、関係機関や地域全体で支え、支援していく体制づくりに努めます。

また、確かな学力や豊かな心、健やかな体力づくりの一層の充実を推進し、子どもたちがこれからの変化の激しい社会に対応できる生きる力を育てます。

重点項目

- 子どもたちの生きる力の育成に向け、論理的思考力の基礎となる母国語教育の充実を図りながら、主体的・対話的で深い学びのある授業をめざします。
- グローバル社会に対応していくための外国語教育・ICT活用能力等の向上に向けて教育環境の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園・小学校・中学校など、学校と家庭・地域が連携した指導体制の強化を図ります。
- 基本的生活習慣の定着、食育の推進や運動の習慣化等、子どもたちの健康増進や体力の向上をめざします。
- 家庭と連携しながら一人ひとりの個性や個人差を認め尊重する教育をめざします。

3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展

誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会をめざし、環境づくりや支援を行いながら、子どもたちの夢や情熱を育み、選択できるスポーツの維持に努めます。

さらに、トップアスリートと連携し、スポーツの裾野の拡大を図ります。

市民主体の文化芸術活動を促進し、広く市民が良質な文化芸術にふれあうことのできる機会の拡充に取り組みます。

また、関係機関と連携をとりながら、指定文化財等の適切な保護及び活用に努めます。

重点項目

- 市内スポーツ施設の有効活用や多様なスポーツ活動の普及促進に取り組み、世代間交流を推進します。
- 地域のスポーツ団体やスポーツクラブの活動をより充実させ、運動習慣の定着と体力の向上に努めます。
- トップアスリートを招へいしたスポーツ教室やプロスポーツを見学する機会を拡充します。
- 子どもたちの感性や創造力が磨かれるプロの芸術家・音楽家など、本物に触れる機会をつくれます。
- 豊かな感性や情操を育むため、地域の人々を指導者とした参加型体験学習を実施し、ふるさとの歴史・文化の伝承に努めます。
- 文化財の保存・活用と次世代への継承に努めます。

4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成

青少年が健やかに育成されるよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携強化を図り、総合的な青少年の健全育成活動に取り組みます。

また、市民が子どもの見守り活動などに積極的に参画し、地域での防犯意識の向上や有害環境の浄化に努め、青少年を守る啓発活動に取り組みます。

重点項目

- 0歳から18歳までの子どもの包括的子育て支援の充実を図ります。
- ゲーム依存症などから子どもを守るため、家庭を含む情報モラル教育の充実に努め、学校・家庭の連携強化を図ります。
- いじめを許さない心を育むなど、規範意識や自立意識の向上のための体験活動・事業を実施します。
- 学校や地域でのあいさつ運動やふれあい活動を推進し、青少年が健やかに育成される、安全・安心な地域づくりを推進します。
- 学校や地域の関係団体と協力して子どもを見守り育てるため、コミュニティスクール制度の普及に努めます。

5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

日本国憲法の三大原則のひとつである、基本的人権（自由権・平等権・社会権・基本的人権を守る権利等）の尊重が私たちの社会を形づくっていることを深く認識し、人権問題を自分事として捉えられるよう、多文化共生社会の実現に向けて、人権教育の充実を図ります。

また、現実に存在するあらゆる差別やいじめを、主体的になくしていく意欲・行動力を持った人材を育成します。

重点項目

- 地域と連携し、社会教育施設等で人権教育に対する理解と認識を深めるための研修会・講座等を開催し、学習活動の充実を図ります。
- 人権教育教材集、人権教育紙芝居などを活用し、人権問題を解決する行動力の育成に努めます。
- 学校教育では、なかまとのつながりや自分を成長させる集団づくりを図ります。
- 多文化共生社会（ダイバーシティ）への理解と認識を深めるための教育・啓発に努めます。
- 児童虐待の早期発見と子どもを守る地域社会づくりに努めます。

「三豊市教育大綱（案）」に対する
パブリックコメント実施要領

区 分	内 容
意見公募する計画	三豊市教育大綱（案）
計画策定の趣旨	三豊市における教育の目標や施策の根本的な方針を定めた「三豊市教育大綱」が三豊市総合教育会議において策定されました。この度、令和元年度を以て上記大綱が期間終了となることから、三豊市総合教育会議等での審議を踏まえ、令和2年度から4年間の教育大綱を策定することとしました。
意見公募の期間	令和2年1月20日（月）～ 令和2年2月19日（水）午後5時必着 （郵送の場合、締切日必着）
計画（案）の 閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎2階 地域戦略課及び各支所 ・三豊市ホームページ http://www.city.mitoyo.lg.jp/
意見書（様式）の 配布場所	三豊市ホームページよりダウンロードまたは上記窓口にて配布
意見書を提出 できる人	三豊市に住所を有する人及び三豊市内に通勤・通学する人
意見の提出方法	<p>① 郵送の場合 〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1 三豊市政策部地域戦略課</p> <p>② FAXの場合 (0875) 73-3022（※送信後、電話連絡をお願いします）</p> <p>③ Eメールの場合 chiiki@city.mitoyo.lg.jp</p> <p>④ 持参する場合 市役所本庁舎2階 地域戦略課 及び各支所</p>
留 意 事 項	<p>※意見の提出にあたっては、下記についてご留意ください。</p> <p>①住所、氏名等、必要事項について必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付いたしません。</p> <p>②電話によるご意見等の受付、及び個別回答はいたしません。</p>
提出された意見の 公表	お寄せいただいた意見については、内容を簡単に取りまとめ、市の考え方を付して、市ホームページ、地域戦略課にて公表いたします。 （※住所・氏名等の個人情報については、公表いたしません。）

【問合せ先】



〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市政策部地域戦略課

電 話：(0875) 73-3011 FAX：(0875) 73-3022

メール：chiiki@city.mitoyo.lg.jp

○三豊市意見公募手続に関する要綱

平成31年2月18日
訓令第1号三豊市意見公募に関する要綱(平成18年三豊市訓令第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、市民等からの意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市民等の市政への参画を促進し、公正な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 基本的な政策等の策定過程においてその趣旨、内容等を公表し、当該公表したのに対して市民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、それらを考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

(公募の対象)

第3条 意見公募手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活に重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (4) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本計画の策定又は大幅な変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続が必要であると市長が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは意見公募手続の対象としない。

- (1) 緊急を要する場合で意見公募手続の実施が困難なとき。
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するものであるとき。
 - (3) 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要となる規定の整備その他軽微な変更等を内容とするものであるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、意見公募手続を行わず政策等の策定、変更等を行うことができる。
- (1) 市が設置した審議会等又は市民会議が意見公募手続に準じた手続を経て策定した答申、報告等に基づき政策等の策定、変更等を行うとき。
 - (2) 法令等により案の縦覧、意見提出手続等が定められている政策等の策定、変更等で、意見公募手続と同等の効果を有すると認められる手続を行ったとき。

(公募対象の決定)

第5条 前2条の規定により、政策等が意見公募手続の対象となるか否かの決定については、当該政策等を所管する部長が行うものとする。

2 前項の決定において、決定を行うに当たり疑義が生じた場合には、当該政策等を所管する部長と総務部長が協議により決定するものとする。

(公表の時期及び資料)

第6条 市長は、政策等について、意思決定を行う前の適切な時期に案を公表するものとする。

2 市長は、前項の案を公表するときは、当該案の理解を深めるための資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 政策等の所管部署及び各支所での閲覧
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、前項に定めるもののほか、市の広報紙、掲示場等を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表及び周知を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間)

第8条 市長は、市民等が政策等の案に対する意見等を提出することができる期間を、当該案を公表した日から30日以上と定めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第9条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による提出
- (3) 電子メールによる提出
- (4) ファクシミリによる提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び連絡先を記載し、市民等であることを明らかにしなければならない。

(意見等の考慮)

第10条 市長は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、政策等の策定、変更等の意思決定を行うものとする。

(意見等の公表)

第11条 市長は、前条の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する市長の考え方を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、提出された意見等が次に掲げるものである場合は、同項の規定による公表に当たり、当該意見等の全部又は一部を除くことができる。

- (1) 個人又は団体等に対する誹謗中傷又は公序良俗に反することが明白であるもの
- (2) その概要を公表することにより提出者又は第三者の権利を害するおそれがあるもの

3 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 政策等の所管部署での閲覧
- (3) その他市長が必要と認める方法

(他の意見等提出の機会)

第12条 市長は、より多くの意見等の提出のため、この訓令に定める意見公募手続のほか、アンケート、説明会、市政モニター等他の意見等の提出の機会を設けるよう努めなければならない。

(運用状況の作成)

第13条 市長は、意見公募手続の実施状況を取りまとめ、市のホームページにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護等)

第14条 市長は、意見公募手続の実施により収集した個人情報について、三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)に基づき、適切に取り扱わなければならない。

2 市長は、市民等から提出された意見等に三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号)に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。